

「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書（その５）と江戸川区の回答

公開質問書の提出 平成 26 年 5 月 30 日

江戸川区からの回答 平成 26 年 6 月 13 日

1 盛土工事の事業主体について

「土地区画整理法による事業計画が変更されない現状で、盛土工事を国交省が実施するのは土地区画整理法に抵触することになる」

前回の質問書で、次のことを質問しました。

「土地区画整理法に基づく江戸川区の北小岩一丁目東部土地区画整理事業では、盛土工事の事業主体は江戸川区です。現在、盛土工事の事業主体を国交省に変えるために、今年 1 月から事業計画変更の手続きがされていますが、区の思惑通りに進んだとしても、変更手続きが完了するのは来年になる可能性が高く、現時点で国交省が盛土工事を行うのは土地区画整理法違反になるのではないのでしょうか。」

それに対する江戸川区の回答は次のとおりでした。

「国が平成 26 年度に予定している工事は、河川法に基づく高規格堤防の整備のための工事となります。また、区が変更手続きをしている本事業計画の変更内容は、土地区画整理事業上で高規格堤防の整備を行う内容ともしていません。よって、国が平成 26 年度に予定している工事が、本事業計画の変更手続きが終わってからでなければできないとするご指摘には当たらないと考えます。」

この回答は不明瞭であって、質問に対してまともに答えているとは思われません。そこで、盛土工事の事業主体について再度質問します。

（１）事業計画変更案の内容について

まず、事業計画変更で造成計画の内容がどのように変わるかを確認したいと思います。

現事業計画

「造成計画

本地区周辺部との高低差を解消し、防災機能の向上や宅地の利用増進を図るため、盛土整備を行う。」

今回の事業計画変更案

「造成計画

国土交通省が施行する高規格堤防整備事業との共同実施になったことを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については、同事業により造成した高規格堤防の上に本事業による造成を行う。」

現事業計画と事業計画変更案の造成計画は上記の内容で間違いはないのでしょうか。

1 「盛土工事の事業主体について」について

(1) について

公開質問書にご記載のとおりです。

(2) 現事業計画および事業計画変更案の盛土工事の事業主体

上記の造成計画の内容を見ると、現事業計画では盛土工事の事業主体は土地区画整理事業の事業主体（江戸川区）と同一であり、一方、事業計画変更案では高規格堤防整備の造成（盛土）工事の事業主体は国交省となります。このことに間違いはないでしょうか。

(2) について

公開質問書にご記載のとおりです。

(3) 現時点での盛土工事の事業主体

以上のことを踏まえれば、事業計画の変更手続き中であって、現事業計画が生きている現状においては盛土工事の事業主体は江戸川区しかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(3) について

土地区画整理事業上で行う工事については、盛土工事に限らず事業主体は江戸川区となります。

一方、国が行う盛土工事が土地区画整理法上の工事として実施されるのであれば、国は区の土地区画整理事業の事業計画変更手続き後でなければ工事が実施できない可能性はありますが、国は河川法に基づく高規格堤防整備事業としての堤防の造成工事を行うのであり、区の土地区画整理事業の事業計画変更後でなければ国は工事に入れないということにはなりません。これについては、前回の公開質問書（その4）に対する回答のうち「1の（2）について」で考え方を示しました。

(4) 江戸川区・国交省の協定と土地区画整理法

国土交通省関東地方整備局長と江戸川区長が平成25年5月30日に「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」を締結し、高規格堤防の盛土工事を国土交通省が実施することに同意しました。しかし、これはあくまで区と国の間の協定であって、土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了してはじめて、この協定は法律の裏付けを持ったものになります。そのために、今年1月下旬になって、この協定に沿った事業計画変更の手続きがはじめられたのです。土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了しない段階で、区と国の協定にどのような法律の裏付けがあるのかを明らかにしてください。

(4) について

土地区画整理法に基づき施行される土地区画整理事業と河川法に基づき施行される高規格堤防整備事業が、事業主体も別としてそれぞれあります。なお、ゼロメートル地帯であり堤防に守られているという本区の防災機能向上のため、高規格堤防の整備について区は積極的に推進していますが、高規格堤防整備事業の事業主体が国であることには変わりありません。

根拠法令も事業主体も異なる二つの事業があるわけですが、両事業の施行区域が重複することから両事業を実施する時期を合わせて施行し事業費等も可能な範囲で分担していくことでそれぞれ単独で事業を実施するよりも事業費等を軽減できます。また、事業を別々に施行するよりも地城への影響も大きく軽減されます。よって、両事業の実施にあたっては、共同事業として行うことが最も効果的であると考えています。

(5) 土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱

以上述べたことを整理すると、土地区画整理法に基づく現事業計画では区が区画整理事業の一部として盛土工事を行うことになっており、事業計画変更後は盛土工事を国交省が行い、その上の造成は区が行うことになります。

よって、現事業計画の段階で、国交省が盛土工事に着することは明らかに土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱したものであり、土地区画整理法に抵触することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(5) について

上記「(3) について」のとおりです。

2 事業計画変更の今後の見通し

江戸川区は今年1月下旬に本事業の事業計画変更の手続きを開始し、2月に東京都に事業計画変更案を提出しました。

(1) 江戸川区が考える見通し

江戸川区は、この事業計画変更がいつごろ完了すると見ているのでしょうか。区が考える今後の見通しを明らかにしてください。

2 「2 事業計画の今後の見通し」について

(1) について

当初の事業計画決定時と同程度の期間を要するのであれば事業計画変更案の縦覧から事業計画変更の決定までに概ね一年程度の期間は要すると考えられますが、意見書を受け付ける東京都における処理の状況や都市計画審議会での審議状況等にもよるため、現時点で事業計画変更の決定がいつ頃になるかは区として把握できていません。

（２）東京都区画整理課の話を踏まえた見通し

私たちが４月に今回の事業計画変更の見通しを東京都区画整理課に問うたところ、次の説明がありました。

東京都の説明

「① 意見書提出者から口頭陳述の希望があったので、まず口頭陳述のやり方について東京都都市計画審議会にかける。

② 口頭陳述の場を設けて速記録をつくり、意見書とともに事業者に送付する。

③ 意見書と速記録に対する事業者の見解が事業者から提出される。

④ 意見書、速記録、事業者の見解を含めて事業計画変更案を都市計画審議会にかける。

今年５月１５日の都市計画審議会はすでに議題が決まっているので、①はかけられない。秋以降の審議会になる。」

この説明で注目すべきことは 東京都都市計画審議会に２回かける必要があるということです。東京都都市計画審議会は頻繁に開かれているのではなく、昨年度の開催は５月８日、１０月３０日、１２月２０日、２月７日でした。

このような審議会の日程を前提とすると、まず審議会に口頭陳述のやり方を諮り、続いて②の作業で数カ月、③で１～２カ月はかかるでしょうから、④の審議会の審議まで行くのは早くても来年２月頃になると考えられます。

さらに、本事業の計画決定の際は都市計画審議会の答申が出てから（２０１１年３月１４日）、事業計画の決定（５月１７日）まで２カ月かかっています。

以上のことを踏まえると、今回の事業計画の変更が事業者の思惑通りに行ったとしても、事業計画の変更がされるのは来年３～４月頃になる可能性が高いと考えられます。

このことについて江戸川区の見解を示してください。

（２）について

上記「（１）について」のとおりです。

（３）国交省が土盛り工事に着手できる時期

１で述べたように、事業計画変更が完了しない限り、国交省が盛土工事に着手することはできません。事業計画変更が完了するのは上記のとおり、来年３～４月頃になる可能性が高いのですから、国交省が盛土工事に着手できるのは来年３～４月以降になるのではないかと考えられます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（３）について

前述の「１の（３）について」のとおりです。

（４）本事業の完成時期

高規格堤防整備と区画整理の事業が完了するのは 2016 年 5 月と予定されていますが、それは今年の早い時期から高規格堤防の整備工事を開始した場合の話であり、実際には来年 3～4 月以降の整備工事開始になるのですから、たった 1 年少しで整備工事が終わるはずがありません。となれば、2016 年 5 月の完成予定時期を大幅に遅らせざるを得ません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）について

区としては、施工可能な区域から順次ライフラインや建築物等の基礎の撤去工事を進めるなど可能な限り工期の短縮を図り、平成 28 年 5 月頃に土地を引き渡すという目標を守れるように取組みを進めています。

3 部分盛土について

移転が計画通りに進まないため、江戸川区は、移転が終了した場所を対象として、高規格堤防のための部分盛土工事を始めることを国交省に要請したことが、5 月 9 日開催の区議会建設委員会の質疑で明らかになりました。このことについて以下、質問します。

（１）部分盛土工事開始の要請について

江戸川区が国交省に対して高規格堤防のための部分盛土工事を始めるように要請した時期と、公式文書で要請したのかどうかを明らかにしてください。

公式文書で要請したならば、その文書を公開してください。

3 「3 部分盛土」について

（１）について

国に対して本地区における早期の工事着手について公文書で要請した事実があります。文書の公開について、当該文書は開示請求が必要な行政文書となりますので、別途行政文書開示請求の手続きを行ってください。

国に対しては、前述の行政文書による要請以前から、できる限り工期を短縮していただけるようお願いしていますが、当然、その前提として高規格堤防としての機能や安全性を犠牲にするようなことはあってはならないと考えています。今後も、本地区の高規格堤防整備について、安全で強固な堤防を造成していただくよう、引き続き国に働きかけていきます。

（２）部分盛土工事の現実性について

本事業の予定地に現存する家屋は現在、9 棟ですが、その 9 棟はかたまっているのではなく、予定地内で比較的散らばっています。したがって、部分盛土工事は現実には困難で

あると考えられますが、このことについて江戸川区の見解を示してください。

(2) について

上記「(1) について」のとおりです。

なお、質問書にある「部分盛土工事」に限らず、高規格堤防としての機能や安全性が損なわれるような工法について、国が採用することはないと考えます。

(3) 部分盛土で造成した高規格堤防の安全性について

本事業の高規格堤防の範囲は決して広いものではなく、一体的に造成することが必要です。部分盛土で高規格堤防をつくると、堤防内に不連続部分を発生させ、強度や安全性に問題が生じることが予想されます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(3) について

上記「(2) について」のとおりです。

(4) 部分盛土工事も事業計画変更が完了しない限り、事業計画に抵触

1で述べたように、事業計画変更が完了しない限り、国交省は江戸川区に代わって盛土工事を行うことはできません。それは部分盛土工事でも同様です。土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(4) について

前述の「1の(3) について」のとおりです。

4 直接施行の方針と地元住民との話し合いについて

去る4月18日の毎日新聞に、「江戸川区、7月以降手続き、直接施行の方針、解体工事費に1億円」という見出しの記事が掲載されました。以下、このことについて質問します。

(1) 「江戸川区、7月以降手続き、直接施行の方針」について

この記事には、「立ち退きに反対している住民の住居を区が今年7月以降、強制的に解体する直接施行の手続きに入る方針を固めた」と書かれていますが、これは事実でしょうか。事実ならば、その方針の内容を詳しく説明してください。

4 「4 直接施行の方針と地元住民の話し合いについて」について

(1) について

本地区について、平成25年12月16日を建築物等の除却期限として事業を進めてきたところ、現在、地区のほとんどの方が移転を済ませ、区の方でも施工可能な区域から順次ライフラインや建築物等の基礎の撤去工事を進めてきました。一方、施行区域内にはいまだ数件の残存する建築物等があります。区としては、できる限り残られている皆さまも事業にご納得いただいたうえで自ら移転していただけるよう引き続き話し合いを続けていきますが、既に地区のほとんどの方が移転され造成後の土地の引渡しを待っているという状況です。

よって、土地区画整理法第77条第7項に基づく施行者自らによる建築物等の除却（以下、「直接施行」と言う）についても準備に入らざるを得ないとの判断に至りました。なお、直接施行の着手について、7月以降を目途に順次準備を進めていきますが、残られている皆さまとは引き続き話し合いを続け、話し合いの状況によっては皆さま自らによる移転としていただけるように取組みを進めていきます。

(2) 地元住民との話し合いを続けることについて

この「7月以降手続き、直接施行の方針」が事実ならば、地元住民は江戸川区と話し合う気持ちも失せてしまうに違いありません。

前回の質問で「反対住民の切り捨て」を考えているのではないかと指摘したことに対して、江戸川区は「質問書にあるような考え方は持っておりません。現在地区に残られている方に対しては引き続き話し合いを続けていき、できる限り早くご納得いただき、移転していただくようお願いしていきます。」と回答しています。

引き続き話し合いを続けると言いながら、一方で、反対住民の住居を取り壊す準備を進めるというようなことがあってよいのでしょうか。脅しをかけられながらの話し合いなど、できるはずがありません。それは話し合いではなく、公権力を持って地元住民を屈服させる場でしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(2) について

上記「(1) について」のとおりです。

(3) 「解体工事費に1億円」について

この記事では「2014年度予算の予備費から最大約1億円を解体工事費などに充てる」と書かれています。

1 億円は江戸川区民の税金です、区民の税金をこんなことに使ってよいのでしょうか。もとはといえば、本事業は江戸川区が個々の住民との話し合いをしないまま、事業を強行してきたために、厳しい対立関係が生まれてきたのであって、現在の事態は区の失政が招いたものであると言っても過言ではありません。

区の失政の後始末に 1 億円という巨額の区民の税金を使うようなことが許されるのでしょうか。

このことについて江戸川区の見解を示してください。

(3) について

区としては一定の合意が得られているとの判断の下で事業を進めており、実際に、既に地区のほとんどの方が事業に納得し、移転していただいています。

区としては、適切に事業に取り組んできたものと考えています。

(4) 地元住民と徹底した話し合いを！

現在の状況を打開する道は、江戸川区が直接施行の方針を捨てて、居住している地元住民と誠意をもって、とことん話し合いをしていくしかありません。私たちは、江戸川区が地元住民との徹底した話し合いを真摯に行うことをあらためて求めます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(4) について

上記「(1) について」のとおりです。